

三芳町 農地適正管理作業受託事業

登録 農業者を
募集します！！

農地の適正な管理を支援するため令和7年度より「農地適正管理作業受託事業」をはじめます。
つきましては、草刈等作業(有償)にご協力いただける方を募集・登録いたします。

- こんなときはご相談ください。
 - ・所有農地の管理と同時に隣地農地も管理(耕うん等)可能な方
 - ・農作業の中間期を活用して管理(耕うん等)いただける方
- ※農地管理作業は有償での受託となります(作業料金は裏面を参照)

農地適正管理作業受託事業とは

本事業は、「三芳町農地及びあき地の雑草除去に関する条例施行規則」に基づき、農地所有者様より町が管理委託を受付後、耕作登録者(地域農業者等)に作業を実施していただく事業です。 ※作業料金・申請のながれは裏面を参照ください



登録方法について

- 登録可能な方: ①三芳町 認定農業者
②三芳町町内在住かつ三芳町農地台帳に登録のある方(法人を含む)
- 登録期間 : 令和7年4月より受付開始 (随時受付とし登録内容は自動更新)
- 登録方法 : 所定の登録用紙に記入のうえ提出

農地の適正管理にご協力ください！



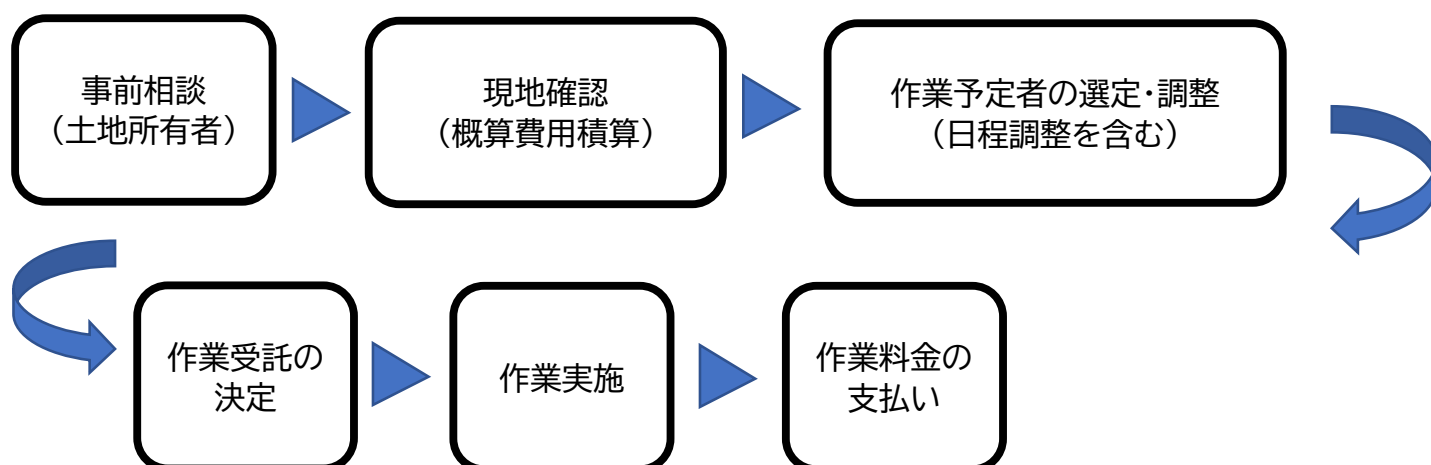
●問い合わせ先 9:00~17:00 土日祝を除く
三芳町役場 観光産業課 農業振興担当 TEL049-258-0019(代) 内線212・213

作業料金表(標準農地における基本料金)

作業内容	基準	料金(円)	備考
草刈作業 (1回につき)	10a未満	30,000円 +刈草の処分費用	1mを超える草刈は 20,000円を加算
	10a以上	3,000円ずつ加算 (1aあたり)	1mを超える草刈は 2,000円ずつ加算

- 料金は税込表示です
- 作業面積が10aに満たない場合は10a未満の料金となります
- 加算面積が1aに満たない部分は1a分を加算額とします
- 農地の状況については、作業予定者と確認の上、受注判断いたします
- 料金には、機械損料、燃料代、陸送費、人件費を含みます
- 草刈後の処分代は含まれておりません(処分が必要な場合は別途相談)
- 作業開始後にガラ等により、作業の継続が困難な場合は、作業を終了し、作業面積に応じた料金となる場合があります
- 1mを超える草刈の加算額については、トラクター以外の作業が発生する場合を想定しています(刈払い・ハンマーモア等)

管理事業のながれ



- 事前相談後、耕作登録者に情報提供し作業予定者の選定を行います
- 作業予定者が見つからない場合は、申請をお受けしません
- 作業に係る機器等は作業予定者による手配(準備)をお願いいたします
- 作業料金は業務完了確認後、三芳町よりお支払いします

●問い合わせ先 9:00~17:00 土日祝を除く

三芳町役場 観光産業課 農業振興担当 TEL049-258-0019(代) 内線212・213